## 特定工場に適用する設備基準

## (鯖江市公害防止条例施行規則 別表第3)

## (1) ばいじんに係る設備基準

ばい煙発生施設		設備基準
種 類	規模または能力	成
ボイラー	重油を燃料とするもので 1 時 間当たりの消費量が3k1以上 のもの	電気集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
	重油を燃料するもので1時間 当たりの消費量が0.8k1以上 3k1未満のもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上 の能力を有する集じん装置を設けること。
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり100 kg 以上のもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上 の能力を有する集じん装置を設けること
窯業製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉	火格子面積が 1 m² 以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 1 以上であるか、または変圧器の定格容量が 200KVA 以上であるもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上 の集じん能力を有する集じん装置を設け ること。

備考 この表に掲げる設備基準は、昭和50年12月1日以降新たに設置または増設 したばい煙発生施設に限って適用する。

> この表に掲げるばい煙発生施設のうち排煙脱硫装置を有する施設については、 この基準を適用しない。

## (2) 排水に係る設備基準

特定工場の種類	規模	設 備 基 準
電気メッキ施設	すべての特定工場	分解、還元、吸着および凝集沈殿の方
(酸アルカリによる表面処理		式による排水処理施設もしくはこれ
施設を含む。)		らと同等以上の能力を有する排水処
		理施設または酸もしくはアルカリに
		よる中和処理施設を設けること。
染色施設	1日当たりの平均	凝集沈殿の方式による排水処理施設
(精練槽を含む。)	的な排水量が50	またはこれらと同等以上の能力を有
	m³以上のもの	する排水処理装置施設を設けること。
自動車整備工場		油分の流出を防止するための油分分
(自動車解体工場を含む。)		離槽(分離槽が2槽以上に連結されて
ガソリンスタンドまたは石油	すべての特定工場	いるものをいう。) の設置またはこれ
給油所、廃油再生所(トリク		らと同等以上の能力を有する油分分
ロロエチレンの回収を含む。)		離装置を設けること。

#### 備考

この表に定める設備基準のうち、特定工場の排水の排出先が下水道法(昭和33年法律第79号)に定める下水道(終末処理場を有するものに限る。特定公共下水道を含む。)に排水している場合は、当該排水についてはこの基準を適用しない。

# (3) 家畜の飼養施設に係る設備基準

家畜の飼養	脚食肥政に派る政権基準
施設の種類	設備基準
牛豚を飼養す	ア 床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられている
る飼養施設	こと。
	イ 内壁は飼養し、または収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支
	障をきたさない材料で作られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有する
	こと。
	ウ 内部は清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。
	エ 床の周辺の地面で、汚物または汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透
	性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
	オ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
	│カ 汚物処理設備として汚物だめおよび汚水だめを有すること。ただし、汚水 │ │
	の浄化装置が設けられている場合は汚水だめを有することを要しない。
	キ 汚物だめおよび汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することが
	できる覆いが設けられていること。
	ク   畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
	ケ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられているこ
	٤.
鶏を飼養する	アの中では、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。
飼養施設	イ 鶏の家きん舎の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝
	が設けられていること。
	ウ 汚物処理施設として汚物だめおよび汚水だめを有すること。ただし、汚水
	の浄化装置が設けられている場合は、汚水だめを有することを要しない。
	エ 鶏の家きん舎の床は、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふ
	んに便利な構造を有すること。
	オー汚物だめおよび汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉すること
	ができる覆いが設けられていること。 カ 鶏の家きん舎から汚水だめおよび汚水の浄化装置に通ずる排水溝が設けら
	カー病の家さん言から汚水にめのよび汚水の浄化表直に通りる排水溝が設けられていること。
	1101000000000000000000000000000000000
	と。
家畜の飼養施	(1)鶏ふん乾燥施設
設に係る付属	ア 完全に乾燥させることができる構造の乾燥施設が設けられていること。
施設	イ 乾燥により発生する臭気を処理することができる適当な広さと高さの煙突
	が設けられていること。
	ウ 鶏ふん乾燥施設を有する建物の構造は、完全に密閉できる構造とすること。
	(2)家畜の飼料煮沸施設
	ア 床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられている
	こと。
	イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することが

できる設備が設けられていること。

- ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- エ 煮沸施設を有する建物は、密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応 じ適当な容量の容器が備えられていること。
- (3)鶏の解体処理施設
- ア 解体室を有すること。
- イ 解体室の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- ウ 解体室には採光設備および洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- エ 汚物処理施設として汚物だめおよび汚水だめまたは汚水の浄化装置を有すること。
- オ 汚物だめおよび汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することが できる覆いが設けられていること。
- カ 汚物だめおよび汚水だめの周辺の地面で汚物を搬入し、または汚水を汲み 出す際に汚物または汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆 されていること。
- キ 解体室から汚水だめおよび汚水の浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること
- ク 排水溝は不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- ケー犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。
- 備考 この表に掲げる設備基準は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の規 定の適用を受けている家畜飼養施設については、これを適用しない。

#### (4) 地下水揚水施設に係る設備基準

地下水揚水施設を設置しているものは、次に掲げる水量測定器のうち揚水施設の構造、水量、水圧等に応じ、揚水量を最も確実に測定できるものを取り付け、毎日の揚水量を記録しなければならない。

実測型水道メーター 接線流羽根車式水道メーター 副管付水道メーター 軸流羽根車式水道メーター

ベンチュリー管分流式水道メーター